

秋田市告示第94号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同令による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、東部市民サービスセンターの施設使用料の徴収事務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年3月24日

秋田市長 穂 積 志

1 受託人の住所および氏名

秋田市広面字釣瓶町13番地3

東部地域づくり協議会

会長 加 藤 長二郎

2 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで